

玉村町B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について

次の者を指定管理者とする議案を令和5年12月議会定例会に上程し可決されたため、玉村町B & G海洋センターの指定管理者として指定しました。

■ 指定管理者の指定

- 指定管理者となる団体の名称
群馬県高崎市下豊岡町192番地12
株式会社 NSP群馬
- 指定年月日
令和 5年12月 1日
- 指定の期間
令和 6年 4月 1日～令和11年 3月31日（5年間）
- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 施設名称 玉村町B & G海洋センター
(2) 所在地 玉村町大字飯倉59番地4
(3) 敷地面積 3, 479. 50㎡

■ 指定管理候補者の選定審査手順（議会上程前の審査）

1 募集概要

- (1) 募集期間等
- 募集要項の配付 令和 5年 7月25日（火）～8月 4日（金）
 - 説明会の開催 令和 5年 8月 7日（月）
 - 応募書類の受付 令和 5年 9月 5日（火）～9月12日（火）
- (2) 応募団体数
- 1団体

2 提案事項等の審査

- (1) 審査日程
- 第1回指定管理候補者選定委員会 令和 5年 9月26日（火）
 - 第2回指定管理候補者選定委員会 令和 5年 10月17日（火）

(2) 審査の観点及び基準

応募者から提出された書類やプレゼンテーションをもとに、外部有識者を含む玉村町指定管理候補者選定委員会（委員7人）において審査を行い、指定管理候補者の選定を行いました。
審査は、次の選定基準ごとの審査結果に基づき提案内容を点数化し、その合計得点の結果を踏まえ、優先交渉権者として選定しました。

【選定基準】

選定基準		審査項目	配点
I	事業計画の内容が、町民の平等な使用を確保できるか。（指定手続条例第5条第1号）	・施設の設置目的 ・平等な利用を図るための具体的手法	10
II	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・施設の管理運営の内容 ・サービスの向上を図るための具体的手法 ・町等の主催行事との連携	30
III	事業計画の内容が、管理に係る経費の節減が図られるものであるか。（指定手続条例第5条第2号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	30
IV	事業計画に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的能力を有しているか。（指定手続条例第5条第3号）	・安定的な管理運営が可能となる人的能力 ・安定的な管理運営が可能となる経理的基盤 ・類似施設の管理運営実績	20
V	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項（指定手続条例第5条第4号）	・危機管理対策及び情報管理 ・地域内拠点の有無	10
合 計 点 数			100

3 審査結果および選定理由

これまでの当町での良好な管理実績に加え、類似施設での多くの管理実績があり、次期指定管理者としての管理能力は十分であると判断された。また、提案内容では、事業に対する熱意と真摯な姿勢が感じられ、幅広い利用者への更なるサービス向上、利用促進が期待できる内容であった。審査においても、総合点が高く各委員の得点も高いことから優先交渉権者として選定された。